

3	活動内容	301
4	解散	301
第7章	トリアージ及び医療救護活動	302
1	現場指揮官	302
2	ドクターコマンダー	302
3	トリアージ活動	302
4	救護所	303
第8章	負傷者搬送計画	303
第9章	遺体仮収容所	304
1	設置場所	304
2	活動内容	304
第10章	その他	304
附則		304
別表1	緊急連絡先	305
	愛知県大規模災害時医療救護マニュアル作成委員会名簿	306

第1章 総則

1 目的

本マニュアルは、愛知万博における爆発などの局地的大規模災害（中等症以上の傷病者が20人以上発生した場合等）において、複数の医師会、病院などから派遣される医療救護班の医療救護活動が、統一的な指揮命令により迅速かつ効果的に行えるようにすることを目的としている。なお、このマニュアルは随時見直しを行い改訂を行うこととする。

東海・東南海地震等への応用については、今後、検討を続け、別にマニュアルを作成することとする。

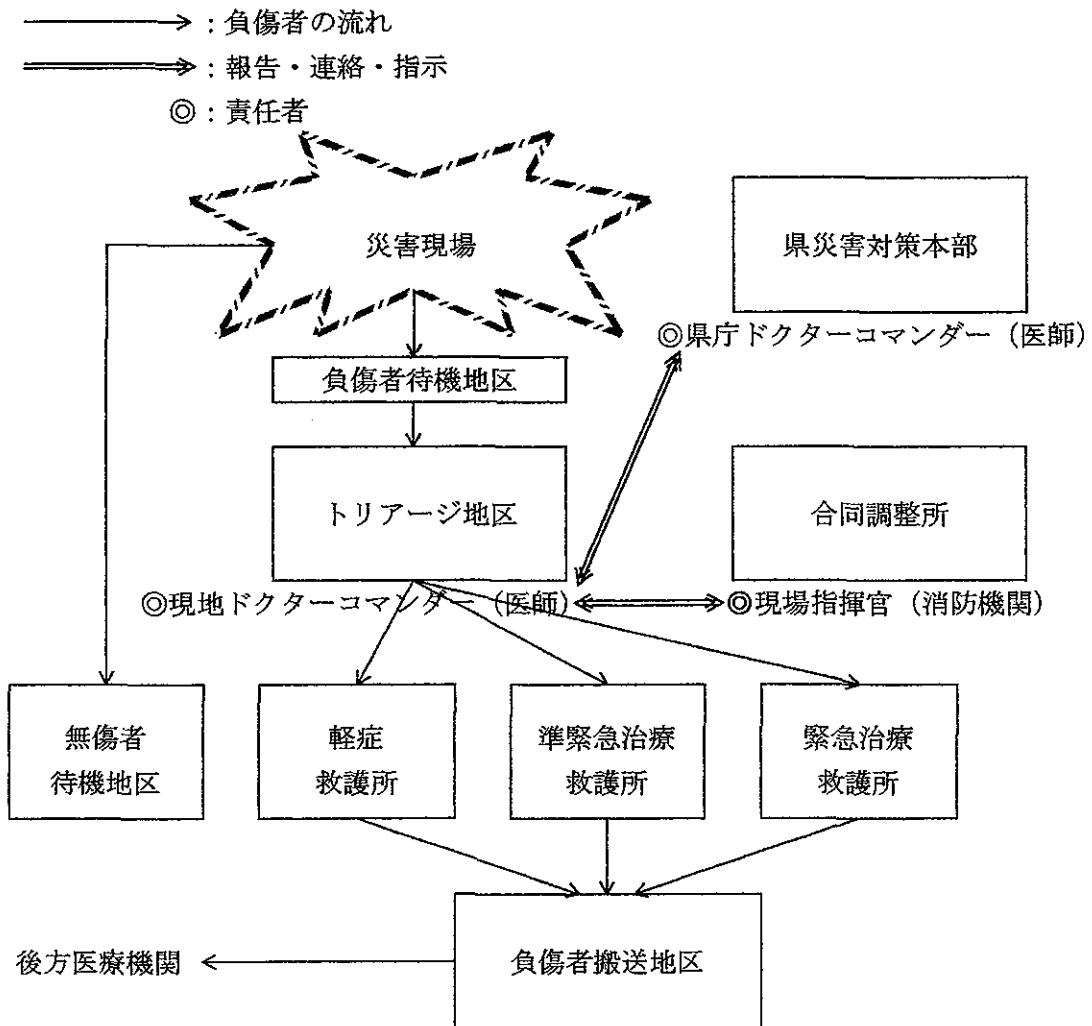
2 定義

- (1) 「現場指揮官」とは、消防機関に属し、現場において災害時の各種応急対策活動全般を総指揮する責任者をいう。
- (2) 「ドクターコマンダー」とは、傷病者に対する医療救護活動を指揮する者をいう。県は、災害医療に深い知識を有する医師をドクターコマンダーとして、事前に任命する。
 - ア 「コマンダーチーム」とは、ドクターコマンダーと、このドクターコマンダーが選任した看護師、事務員等から成るチームであり、現場において傷病者に対する医療救護活動の指揮をとるチームをいう。その活動内容は、①トリアージの監督・指示、②災害現場に参集した医療救護班の統括、③後方搬送に関する救急隊との調整等である。
 - イ 「県庁ドクターコマンダー」とは、災害時に県の災害対策本部応急対策部の健康福祉部医務国保課要員としての職務を行うドクターコマンダーをいう。県庁ドクターコマンダーは、災害現場に出動した現地ドクターコマンダーを補佐し、広域後方搬送が必要な患者の人数、症状を把握し、後方搬送病院への搬送計画の立案など、総合的な調整を行う。
 - ウ 「現地ドクターコマンダー」とは、コマンダーチームの医師であり、現場において傷病者に対する医療活動を医療救護班長として指揮するとともに、現場指揮官の医療に関する専門スタッフとして、現場指揮官に対して専門的な助言をする者をいう。
- (3) 「災害派遣医療チーム (Disaster Medical Assistance Team : DMAT)」とは、トレーニングを受けた医師、看護師、事務員等から成る計5名を1チームとした、災害の急性期（48時間以内）に医療活動ができる機動性を持った医療救護チームをいう。DMATの活動内容は、①災害現場近傍での応急処置やトリアージあるいは、レスキューチームに連携しての災害現場での活動、②傷病者集積場所あるいは広域搬送基地の拠点における医療支援、③交通渋滞等により長時間搬送が考慮される救急車の添乗、④災害現場でのメディカルコントロール発揮による他の医療従事者の支援、活性化、⑤被災地域内での医療情報の収集と伝達等である。
- (4) 「医療救護班」とは、医師会救護班、日本赤十字社救護班及び医療機関の救護班をいう。
- (5) 「県災害対策本部」とは、災害対策基本法及び地域防災計画に基づき、愛知県庁内に設置される対策本部をいう。
- (6) 「合同調整所」とは、関係機関から指名されたものにより現場における総合調整及び情

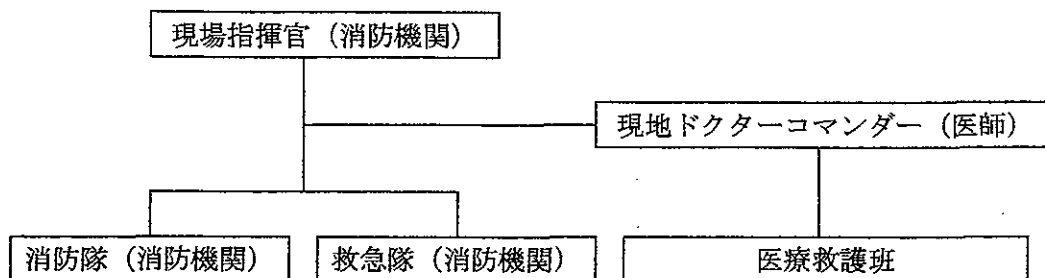
報の共有化を図るため、災害現場又は救護地区等の全体が把握できる場所に設置されるものをいう。

- (7)「トリアージ地区」とは、医師又は救急隊員により負傷の程度及び搬送優先順位を決定する地区をいう。
- (8)「救護地区」とは、緊急治療救護所・準緊急治療救護所・軽症救護所及びトリアージ地区をいう。救護所に派遣された各医療救護班の活動内容・割り振りは、現地ドクターコマンドーが指示する。
- (9)「負傷者搬送地区」とは、救護所において安定化した負傷者を搬送優先順位に従い搬送する地区をいう。
- (10)「救急専門医」とは、博覧会協会と契約した、救急専門の医師をいう。
- (11)「ボランティア救急救命士」とは、博覧会協会と契約した、ボランティアの救急救命士をいう。

3 医療救護の流れ



4 災害発生時の指揮系統図



5 関係機関

本マニュアルに係る関係機関は、原則として次のとおりとする。

厚生労働省…東海北陸厚生局

愛知県…防災局 (防災課、消防課)・健康福祉部 (医務国保課)・病院事業庁

市町村…名古屋市・瀬戸市・長久手町

自衛隊…陸上自衛隊第10師団・航空自衛隊小牧基地

警察機関…愛知県警察本部・愛知県警察現地指揮本部

消防機関…名古屋市消防局・瀬戸市消防本部瀬戸市消防署 (万博分署)・

長久手町消防本部 (万博消防署)・

尾張旭市消防本部・尾三消防本部

医師会…愛知県医師会・名古屋市医師会・東名古屋医師会・瀬戸旭医師会

歯科医師会…愛知県歯科医師会

日本赤十字社…日本赤十字社愛知県支部

災害拠点病院…独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター・

名古屋第一赤十字病院・名古屋第二赤十字病院・名古屋掖済会病院・

社会保険中京病院・小牧市民病院・県立尾張病院・

海南病院・半田市立半田病院・愛知医科大学附属病院・

藤田保健衛生大学病院・加茂病院・安城更生病院・

岡崎市民病院・豊橋市民病院・新城市民病院

DMA T派遣病院…小牧市民病院・半田市立半田病院・安城更生病院・豊橋市民病院・

愛知医科大学附属病院・藤田保健衛生大学病院

博覧会近隣の医療機関…公立陶生病院 等

博覧会協会…2005年日本国際博覧会協会

医療情報センター…愛知県救急医療情報センター

第2章 適用の基準

本マニュアルの適用基準は、原則として次のとおりとする。

万博会場及びその周辺地域で大規模災害が発生し、多数の傷病者が発生するなどして、関係機関相互の協力による救急医療活動が必要と認められた場合に、本マニュアルを適用する。

なお、本マニュアルで定める活動等は、原則として、関係機関等の所掌事務または協定等の範囲内とし、関係機関は、愛知県及び当該市町村地域防災計画に定められた活動を行うものとする。

第3章 自衛隊への災害派遣要請

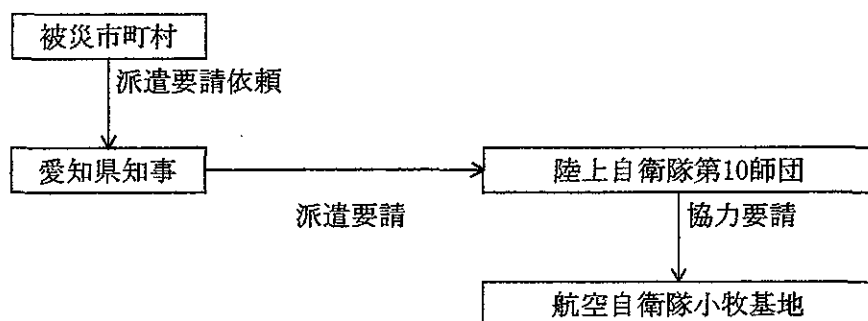
自衛隊法第83条第1項及び同法施行令第105条の規定に基づき災害派遣要請を行う場合は次による。

1 要請手続

災害派遣を要請する愛知県知事は、自衛隊法施行令第106条の規定により、次の事項を明確にする。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

2 要請の流れ



第4章 関係機関の活動大綱

災害時における医療救護を主たる目的とした関係機関の活動は、原則として次のとおりとする。

1 愛知県

- (1) 県災害対策本部の設置
- (2) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (3) 市町村からの災害情報の収集及び伝達
- (4) 健康福祉部医務国保課を中心とした医療機関に対する応援要請
- (5) 広報業務の執行
- (6) その他必要な活動

2 自衛隊（災害派遣部隊）

愛知県の派遣要請に基づく活動

3 愛知県警察本部

- (1) 負傷者の救出救助
- (2) 避難誘導
- (3) 警ら警戒
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保、交通混乱の防止及び交通秩序の確保
- (5) 検視
- (6) 遺体の身元確認
- (7) その他必要な活動

4 市町村

- (1) 「地域防災計画」による活動
- (2) その他必要な活動

5 博覧会協会

- (1) 「2005年日本国際博覧会における医療救護の概要について」に基づく活動
- (2) その他必要な活動

6 消防機関

- (1) 消火活動
- (2) 救助活動
- (3) 救急活動
- (4) 合同調整所及び現場指揮所の設置
- (5) 救護地区の設置

- (6) 現場指揮官の配置
- (7) 負傷者搬送責任者の配置
- (8) 遺体仮収容所の設置
- (9) 臨時ヘリポートの選定
- (10) その他必要な活動

7 愛知県医師会

- (1) 医療救護班の編成、派遣
- (2) 医療救護活動
- (3) 検死
- (4) 遺体の洗浄・縫合等
- (5) その他必要な活動

8 愛知県歯科医師会

- (1) 遺体の身元確認
- (2) 遺体の洗浄・縫合等
- (3) その他必要な活動

9 日本赤十字社愛知県支部

- (1) 医療救護班の編成、派遣
- (2) 医療救護活動
- (3) 血液の輸送及び供給
- (4) 遺体の洗浄・縫合等
- (5) その他必要な活動

10 災害拠点病院（DMAT派遣病院を含む）

- (1) 医療救護班の派遣
- (2) 医療救護活動
- (3) ドクターカーの出動
- (4) 重症患者の受け入れ
- (5) その他必要な活動

第5章 愛知万博における大規模災害時医療救護体制

1 緊急連絡手段

- (1) 消防無線、警察無線及び医師会無線
- (2) 災害時優先携帯電話（別表1参照）
- (3) 通常の電話（別表1参照）
- (4) 衛星携帯電話（DMA T派遣病院のみ平成17年4月1日から、番号は未定）

2 愛知万博長久手会場において大規模災害が発生した場合の初動体制

- (1) 愛知万博長久手会場で大規模災害が発生した場合、現場警備員（博覧会協会）は協会指揮室へ連絡後、警備隊（博覧会協会）により負傷者を安全な場所へ誘導する。また、駆けつけたボランティア救急救命士（博覧会協会）が負傷者の対応を行う。
- (2) 協会指揮室は救急専門医等（博覧会協会）に出動を指示するとともに、長久手町消防本部万博消防署（以下、万博消防署）に出動を要請し、救急専門医と指揮隊、消防隊及び救急隊が出動する。
- (3) 指揮隊指揮官は、現場指揮官として、合同調整所を設置し、災害状況を把握し、必要と判断した場合に、長久手町消防本部に近隣消防本部の応援、医療救護班の派遣及び収容医療機関の確保を要請する。また、指揮隊指揮官は、負傷者搬送責任者を設置する。
- (4) 消防隊は、避難者の誘導及び担架搬送を行い、救急隊は、トリアージ及び傷病者搬送を行う。
- (5) 救急専門医は、暫定的に現地ドクターコマンダーとして医療救護活動を開始する。
- (6) 長久手町消防本部は、長久手町防災担当に対して、被害報告を行い、医療救護班の出動を要請するとともに、近隣医療機関に対して受け入れ体制の準備を依頼する。また、長久手町消防本部は、円滑な救急搬送のために必要な措置を警察に依頼する。
- (7) 長久手町防災担当は町長へ災害状況を報告し、災害の規模に応じて、長久手町災害対策本部を設置する。また、長久手町防災担当は、県防災局に被害報告を行うとともに、必要に応じて、支援要請を行う。さらに、長久手町防災担当は、医療救護班の派遣に備え、東名古屋医師会に対して災害発生の一報を入れる。

3 愛知万博瀬戸会場において大規模災害が発生した場合の初動体制

- (1) 愛知万博瀬戸会場で大規模災害が発生した場合、現場警備員（博覧会協会）は協会指揮室へ連絡後、警備隊（博覧会協会）により負傷者を安全な場所へ誘導する。また、駆けつけたボランティア救急救命士（博覧会協会）が負傷者の対応を行う。
- (2) 協会指揮室は救急専門医等（博覧会協会）に出動を指示するとともに、万博消防署及び瀬戸市消防署万博分署に出動を要請し、救急専門医と指揮隊、消防隊及び救急隊が出動する。
- (3) 指揮隊指揮官は、現場指揮官として、合同調整所を設置し、災害状況を把握し、必要と判断した場合に、瀬戸市消防本部に近隣消防本部の応援、医療救護班の派遣及び収容医療機関の確保を要請する。また、指揮隊指揮官は、負傷者搬送責任者を設置する。

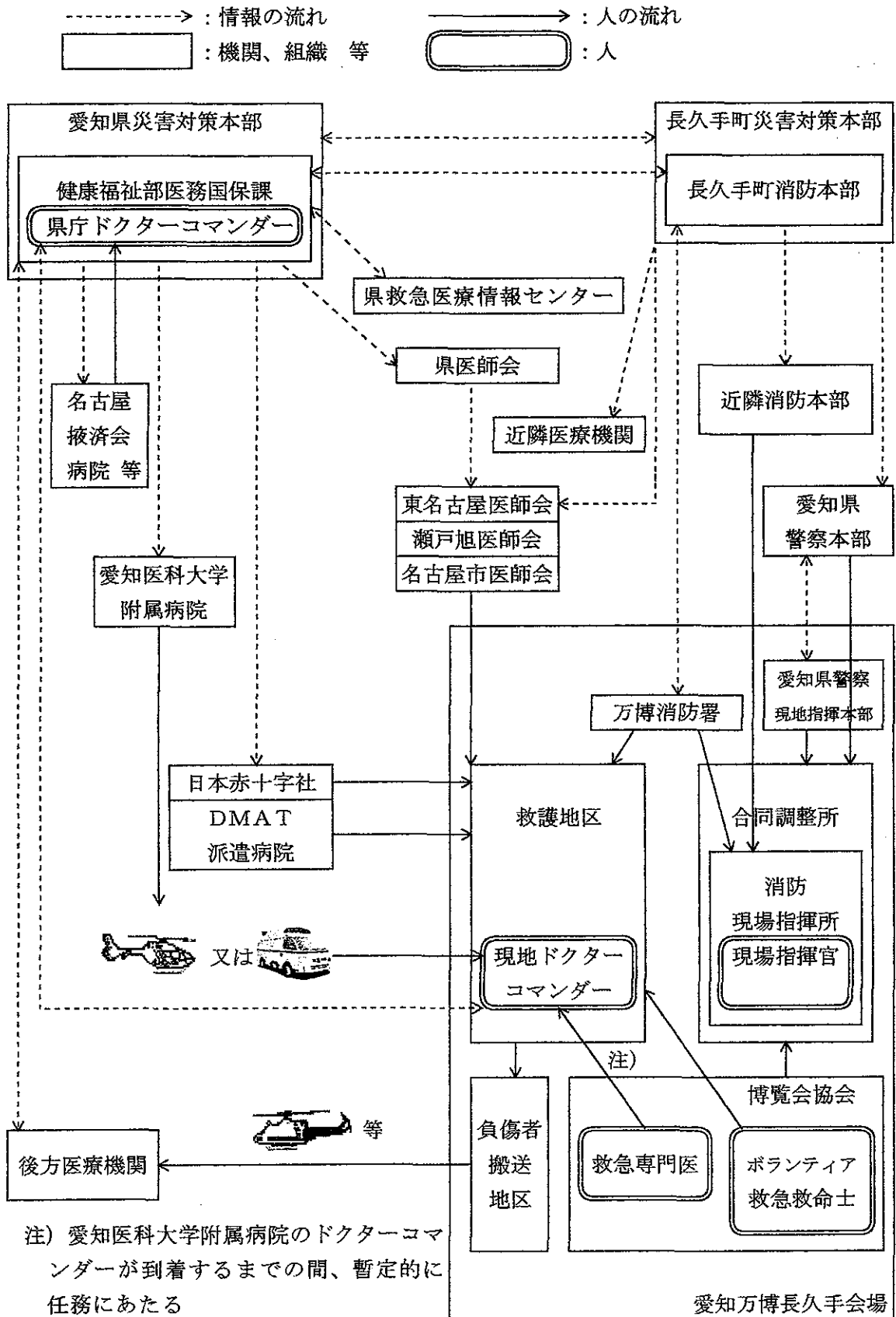
- (4) 消防隊は、避難者の誘導及び担架搬送を行い、救急隊は、トリアージ及び傷病者搬送を行う。
- (5) 救急専門医は、暫定的に現地ドクターコマンダーとして医療救護活動を開始する。
- (6) 瀬戸市消防本部は、瀬戸市防災担当に対して、被害報告を行い、医療救護班の出動を要請するとともに、近隣医療機関に対して受け入れ体制の準備を依頼する。また、瀬戸市消防本部は、円滑な救急搬送のために必要な措置を警察に依頼する。
- (7) 瀬戸市防災担当は市長へ災害状況を報告し、災害の規模に応じて、瀬戸市災害対策本部を設置する。また、瀬戸市防災担当は、県防災局に被害報告を行うとともに、必要に応じて、支援要請を行う。また、瀬戸市防災担当は、医療救護班の派遣に備え、東名古屋医師会、瀬戸旭医師会に対して災害発生の一報を入れる。

4 県災害対策本部の設置とその後の活動

- (1) 長久手町又は瀬戸市の支援要請を受けた愛知県防災局は、知事が県レベルの支援体制が必要であると判断した場合に、県災害対策本部を設置し、県災害対策本部指令部は県災害対策本部応急対策部（健康福祉部医務国保課）に対して医療救護支援を指示する。
ただし、通常、愛知県防災局は、直ちに、健康福祉部医務国保課に災害発生を伝え、健康福祉部医務国保課は、県災害対策本部の設置を待たずに、必要な医療救護支援体制をとることとする。
- (2) 県災害対策本部の応急対策部（健康福祉部医務国保課）は、愛知医科大学附属病院に対してコマンダーチームの出動を要請する。また、名古屋掖済会病院等に対して県庁ドクターコマンダーの派遣を要請する。なお、県庁ドクターコマンダーの派遣要請先は、状況に応じて変更する。
- (3) 応急対策部（健康福祉部医務国保課）は、日本赤十字社愛知県支部に対して医療救護班の派遣を要請するとともに、DMAT派遣病院にDMATの派遣を要請する。また、県医師会に対して地元医師会による医療救護班の派遣を要請する。なお、医療救護班の班数は、状況に応じて増減する。
- (4) 愛知医科大学附属病院のコマンダーチームは、ドクターヘリ又はドクターカー等で災害現場に急行し、現地ドクターコマンダーとして、救急専門医の業務を引き継ぎ、医療救護班の活動を統括する。また、現場指揮官及び県庁ドクターコマンダーと連携・調整して、傷病者の搬送順位及び搬送手段の決定等医療機関への搬送体制を確立する。
- (5) 名古屋掖済会病院等の県庁ドクターコマンダーは、県災害対策本部に急行し、救急医療に係る活動全般に対するコーディネーターとして活動する。具体的には、現地ドクターコマンダーを補佐する活動を行い、県救急医療情報センター（県医師会内に設置）と連携し、災害拠点病院に対して受け入れ体制の整備を要請するとともに、後方搬送病院への搬送計画を策定する。
- (6) 日本赤十字社愛知県支部は、医療救護班を現地に派遣し、緊急治療患者用のテント設営や医療救護活動を始める。なお、医療救護班の班数は、状況に応じて増減する。
- (7) 県医師会は、災害現場近くに開業している東名古屋医師会、瀬戸旭医師会、名古屋市医師会の会員による医療救護班を編成・派遣し、主に準緊急治療患者及び軽症患者を対象に医療救護活動を開始する。なお、医療救護班の班数は、状況に応じて増減する。

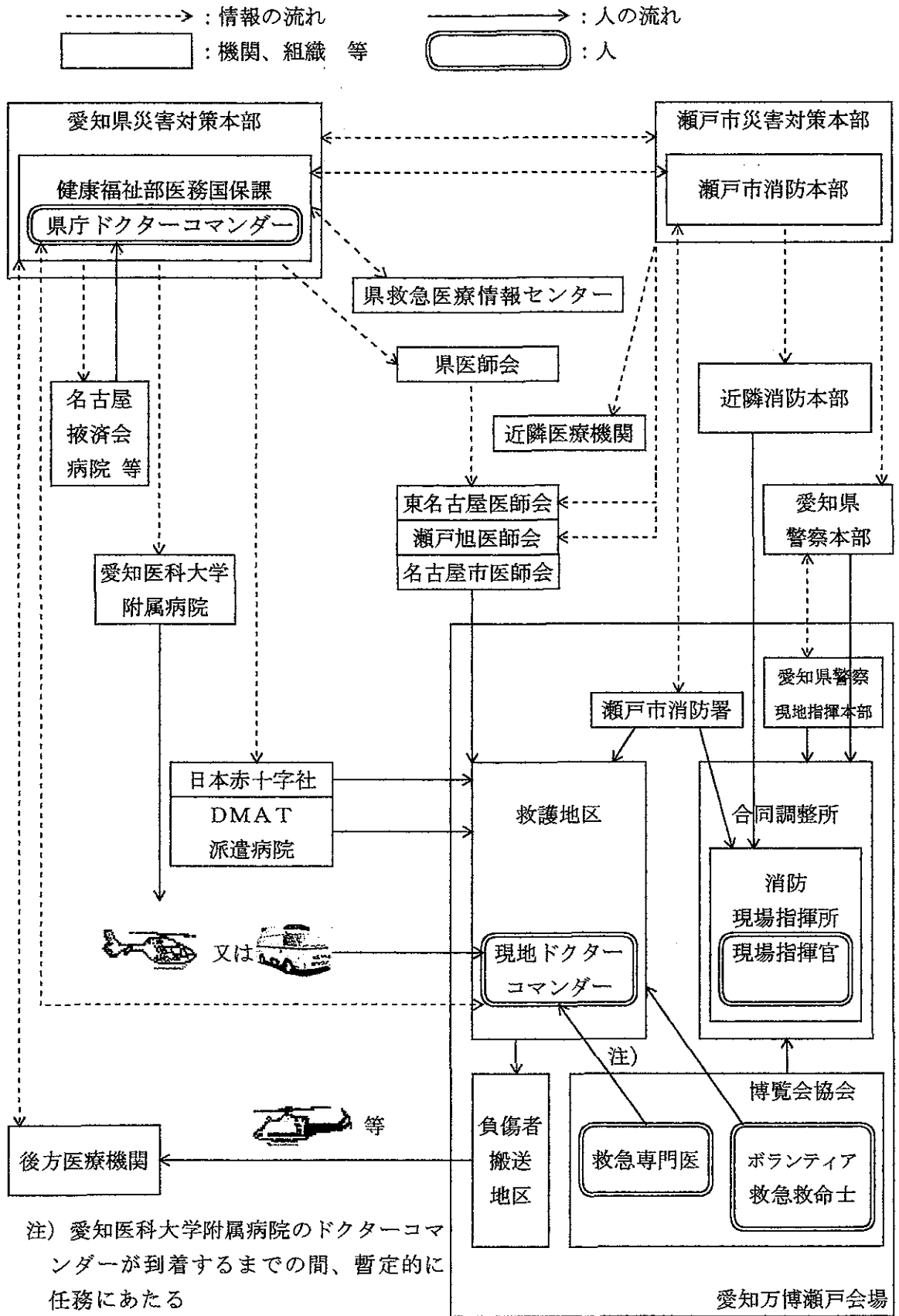
- (8) DMAT派遣病院のDMATチームは、ドクターカー、ヘリコプター（状況に応じ県防災ヘリ等）、救急車等で災害現場に急行し、日本赤十字社愛知県支部と県医師会の医療救護班と協力し医療救護活動を行う。
- (9) 県医師会内にある県救急医療情報センターは、災害拠点病院の受入体制状況を把握し、その結果を応急対策部（医務国保課医療対策グループ担当者）に報告する。
- (10) 応急対策部（健康福祉部医務国保課）は、県庁ドクターコマンダーを補佐し、受入災害拠点病院の調整をするとともに、搬送計画を策定し、県災害対策本部指令部に必要な報告をする。
- (11) 県災害対策本部は、状況に応じて、県防災ヘリ等の運用方針を決定する。併せて、県災害対策本部応急対策部（健康福祉部医務国保課）は、長久手町又は瀬戸市の災害対策本部にヘリコプター等の運用方針を連絡する。
- (12) 長久手町又は瀬戸市の災害対策本部は、県災害対策本部からのヘリコプターの出動に関する事項を各消防本部を通して、合同調整所及び現場指揮官に通報し、現場指揮官はその内容について現地ドクターコマンダーに連絡する。
- (13) 現地ドクターコマンダーは、傷病者の状態について搬送先の病院に連絡する。なお、県庁ドクターコマンダーと現地ドクターコマンダーは、後方搬送について、絶えず交信し、相互に確認する。
- (14) 現場指揮官は、救急医療活動に係る活動が概ね終了した場合、現地ドクターコマンダーの意見を聞いて、長久手町又は瀬戸市の災害対策本部及び県災害対策本部に活動終了の報告をする。

5 愛知万博長久手会場において大規模災害が発生した場合の医療救護活動の流れ

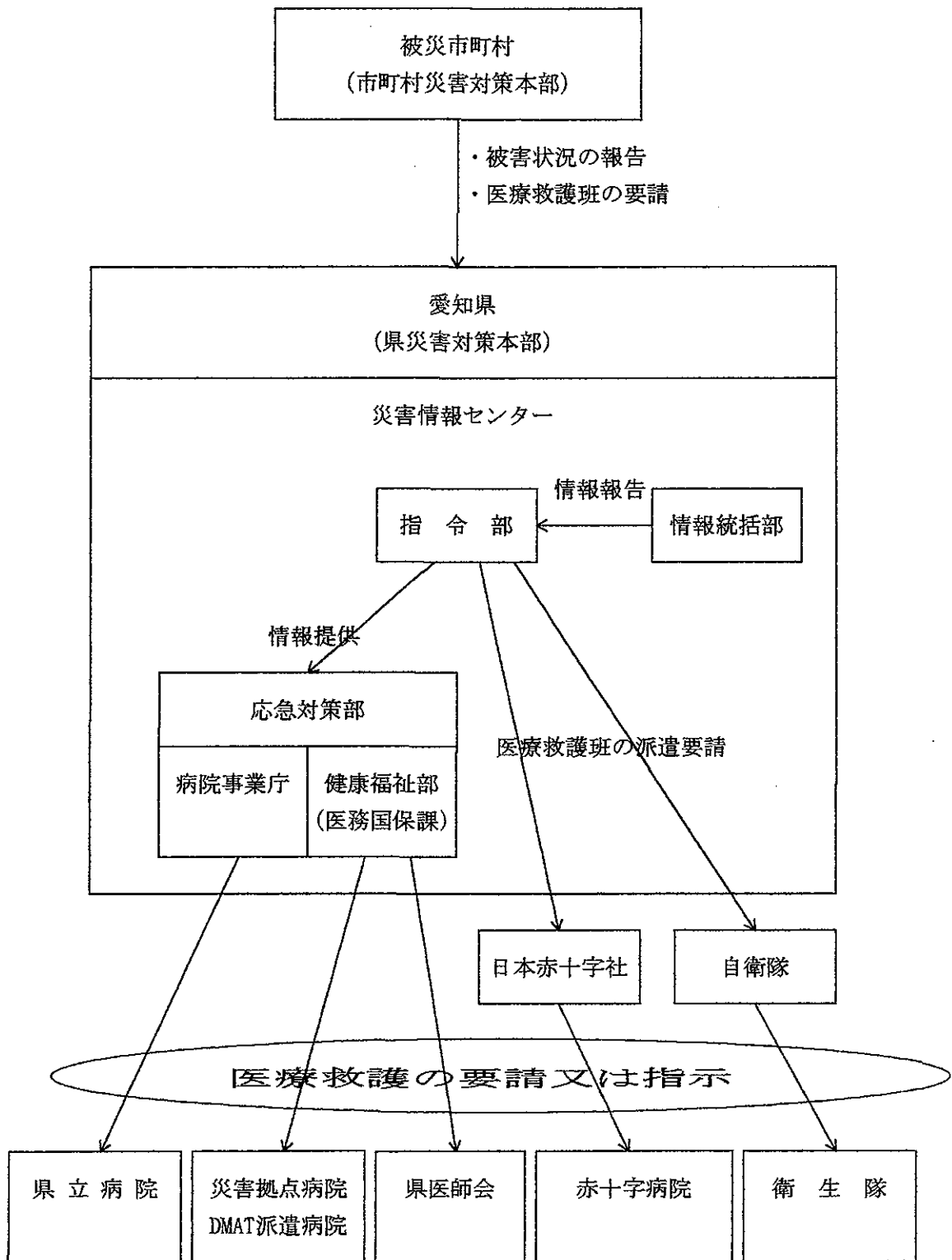


注) 愛知医科大学附属病院のドクターコマンダーが到着するまでの間、暫定的に任務にあたる

6 愛知万博瀬戸会場において大規模災害が発生した場合の医療救護活動の流れ



7 地域防災計画における医療救護班派遣までの流れ



第6章 合同調整所

万博消防署又は瀬戸市消防署は、大規模な災害が発生した場合には、速やかに合同調整所を設置する。

1 構成

合同調整所は、関係機関から指名されたものにより、次のように構成される。

構成員
博覧会協会、消防機関、愛知県、長久手町、瀬戸市 愛知県警察、愛知県医師会、愛知県歯科医師会、日本赤十字社愛知県支部、 災害拠点病院、DMAT派遣病院、自衛隊（災害派遣部隊）、

2 設置場所

合同調整所は、原則として災害現場及び救護地区等の全体が把握できる場所に設置する。

3 活動内容

- (1) 長久手町又は瀬戸市の災害対策本部及び県災害対策本部との連絡及び報告
- (2) 消火救助活動に係る調整
- (3) トリアージ及び医療救護活動に係る調整
- (4) 救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整
- (5) 負傷者数及び搬送先病院等に係る情報収集
- (6) 負傷者等の確認
- (7) 通訳の手配
- (8) 飲料水・食事及び衣類等の手配
- (9) その他必要な活動

4 解散

合同調整所は、消火救難・救急医療活動に係る活動が概ね終了した場合、長久手町又は瀬戸市の災害対策本部の承認を得た上で解散し、県災害対策本部に報告する。

第7章 トリアージ及び医療救護活動

関係機関は、相互の協力と緊密な連携を図り、次によりトリアージ及び医療救護活動並びに負傷者搬送を実施するものとする。

1 現場指揮官

- (1) 現場指揮官は、負傷者の避難誘導、担架搬送、トリアージ及び医療救護活動に係る総指揮を行い、円滑な救急医療活動を実施するものとする。
- (2) 現場指揮官は、万博消防署又は瀬戸市消防署が担当する。なお、現場指揮官は腕章を着用するなどして、誰が現場指揮官か明確にする。
- (3) 現場指揮官は、担架搬送班及びトリアージ地区担当班に適切な指示を行い、現地ドクターコマンダーと連携して、トリアージ及び医療救護活動を支援する。
- (4) 現場指揮官の任務は、主として次に掲げるとおりとする。
 - ア トリアージ地区及び救護所等の設置に係る調整
 - イ 負傷者の避難誘導及び担架搬送等に係る調整
 - ウ 負傷者識別札に係る調整
 - エ 現地ドクターコマンダーとの連携
 - オ 避難誘導班、情報収集班、担架搬送班、トリアージ地区担当班、救護地区担当班、無傷者待機地区担当班及び警備担当班との調整
 - カ テロ等における捜査機関との連携
 - キ 現場における関係機関との調整
 - ク 長久手町又は瀬戸市の災害対策本部への状況報告

2 現地ドクターコマンダー

- (1) 現地ドクターコマンダーは、現場指揮官の直属のスタッフとして、現場指揮官を補佐して、医療救護活動を指揮する。現地ドクターコマンダーは、消防機関と連携を図り、トリアージ及び医療救護活動並びに負傷者搬送を迅速かつ適切に実施する。
- (2) 現地ドクターコマンダーは、災害発生当初は暫定的に万博協会の救急専門医が担当する。愛知医科大学附属病院の医師が現地に到着後は指揮権を移譲し、現地ドクターコマンダーは愛知医科大学附属病院の医師とする。なお、現地ドクターコマンダーは胴衣を着用するなどして、誰が現地ドクターコマンダーか明確にする。
- (3) 現地ドクターコマンダーの任務は、主として次に掲げるとおりとする。
 - ア トリアージ及び医療活動に係る医師への指示
 - イ 搬送順位と後方医療機関の選定に係る消防機関との調整
 - ウ 救急医療活動全般に係る現場指揮官との連携

3 トリアージ活動

- (1) 現地ドクターコマンダーと現場ドクターコマンダーに指示された医師は、他の機関と協力して負傷者の識別を行い、その所見等必要事項を負傷者識別札（トリアージタグ）

に記載するとともに、程度については「死亡」、「緊急治療」、「準緊急治療」及び「軽症」に区分し、その負傷者識別札を負傷者等の原則右手首に結び付ける。

- (2) 救護所における医療救護活動を円滑に行うため、原則として、トリアージ地区における医療救護活動は、必要最小限とし、迅速かつ円滑なトリアージ活動に留意する。
- (3) 現地ドクターコマンダーと現地ドクターコマンダーに指示された医師は、傷病者を救急搬送する前に必ずトリアージタグ（1枚目）を回収し、現場指揮官に報告する。

4 救護所

医療機関を中心に、関係機関は、救護所を設置し、負傷者の安定化を図るために必要な医療救護活動を実施する。各救護所で活動する医師及び看護師等は、集まった医療救護班の中から、現地ドクターコマンダーが指名する。なお、医療救護活動を支援する目的で、新たな機関が協力隊として投入された場合の活動場所の割り振りは、現地ドクターコマンダーと現場指揮官の調整により、決定する。

- (1) 緊急治療救護所
日赤又はDMA Tの医療救護班が主に対応する。
- (2) 準緊急治療救護所
地区医師会又はDMA Tの医療救護班が主に担当する。
- (3) 軽症救護所
必要に応じて設置する。

第8章 負傷者搬送計画

関係機関は、原則として、次により負傷者の搬送を行うものとする。消防機関は、搬送された者の人定及び受入病院を記録し、現場指揮官に報告する。

- (1) 緊急治療患者はヘリコプターもしくは救急車等で搬送する。ヘリコプターは、状況に応じて、ドクターヘリ、県防災ヘリ、名古屋市ヘリ、自衛隊ヘリ等を活用する。
- (2) 準緊急治療患者は、救急車等で搬送する。
- (3) 軽症患者は、マイクロバス等で搬送する。
- (4) 救急搬送

救急専門医又は現地ドクターコマンダーの到着前は、負傷者搬送責任者（消防機関）が救急搬送を指揮する。その救急搬送病院は、収容能力に限界はあるが、原則として緊急度別に次のとおりとする。なお、救急専門医又は現地ドクターコマンダーの到着後は、その指揮下において医療救護活動・救急搬送を行う。

- ① 緊急治療患者 …愛知医科大学附属病院
- ② 準緊急治療患者…公立陶生病院
- ③ 軽症患者 …その他近隣の医療機関

第9章 遺体仮収容所

関係機関は、災害により死者が発生した場合、長久手町職員又は瀬戸市職員により遺体仮収容所を設置して、次により活動を行うものとする。また、愛知県医師会、愛知県歯科医師会などに対し、必要な医師や歯科医師の要請を行うものとする。

1 設置場所

救護地区等から隔離され、かつ、一般者の立入が制限可能な場所を選定して遺体仮収容所を設置するものとする。

なお、遺体仮収容所については、可能な限り屋内とし、遺体の処理に必要な電気、水道及び空気調整機並びにその他必要な設備を備え、かつ、遺族の待機場所やその対応に配慮した施設とする。

2 活動内容

警察と県医師会及び県歯科医師会などにより、検視、遺体の洗浄・縫合、遺体の身元確認等を行うとともに、警察、遺体仮安置所を担当する長久手町役場職員又は瀬戸市役所職員は、連携して遺族及び遺族関係者への対応を行う。

第10章 その他

- 1 災害拠点病院連絡会議において、本マニュアルで定める活動等について協議する。
- 2 NBCテロにより被災者が発生した場合は、原則として、警察、消防、自衛隊により一次除染された者を病院に搬送することとする。
また、搬送先の病院については、県が除染設備を配備した愛知医科大学附属病院、名古屋第二赤十字病院のほか、藤田保健衛生大学病院や消防等で除染設備の貸し出し等が可能な病院（公立陶生病院等）など病院前除染が可能な病院を優先する。
なお、消防機関はNBCテロ発生時には、県健康福祉部医務国保課に連絡をし、医務国保課は搬送可能な病院を確保し、消防機関に連絡する。

附則

このマニュアルは、平成17年3月18日から適用する。

別表 1 緊急連絡先

機関種別	機関名	電話番号	災害時優先携帯
災害拠点病院	名古屋掖済会病院	052-652-7711	090-5006-8523, 8524
災害拠点病院	国立病院機構 名古屋医療センター	052-951-1111	090-5006-8525, 8526
災害拠点病院 D	愛知医科大学附属病院	0561-62-3311	090-5006-8527, 8528
災害拠点病院 D	藤田保健衛生大学病院	0562-93-2000	090-5006-8529, 8530
災害拠点病院	岡崎市民病院	0564-21-8111	090-5006-8531, 8532
災害拠点病院 D	豊橋市民病院	0532-33-6111	090-5006-8533, 8534
災害拠点病院	名古屋第二赤十字病院	052-832-1121	090-5006-8535, 8536
災害拠点病院 D	小牧市民病院	0568-76-4131	090-5006-8537, 8538
災害拠点病院 D	厚生連 安城更生病院	0566-75-2111	090-5006-8539, 8540
災害拠点病院	社会保険中京病院	052-691-7151	090-5006-8541, 8542
災害拠点病院	名古屋第一赤十字病院	052-481-5111	090-5006-8543, 8544
災害拠点病院 D	半田市立半田病院	0569-22-9881	090-5006-8547, 8548
災害拠点病院	愛知県立尾張病院	0586-45-5000	090-5006-8545, 8546
災害拠点病院	厚生連 加茂病院	0565-31-1511	090-5006-8549, 8550
災害拠点病院	新城市民病院	0536-22-2171	090-5006-8551, 8552
災害拠点病院	厚生連 海南病院	0567-65-2511	090-5006-8553, 8554
近隣医療機関	公立陶生病院	0561-82-5101	090-6763-2817
消防本部	名古屋市消防局	052-972-3534	090-5006-8555
消防本部	瀬戸市消防本部	0561-85-0119	090-5006-8559
消防本部	長久手町消防本部	0561-62-0119	090-5006-8579
消防本部	尾張旭市消防本部	0561-51-0119	090-5006-8575
消防本部	尾三消防本部	0561-38-0119	090-5006-8586
消防本部	長久手町消防本部万博消防署	0561-61-7353	090-5006-8593 (予定)
行政機関	愛知県健康福祉部医務国保課	052-961-2111	090-5006-8511~8518
行政機関	名古屋市健康福祉局健康部保険医療課	052-961-1111	090-5006-8637
行政機関	瀬戸市	0561-88-2600	090-5006-8520 (予定)
行政機関	長久手町	0561-63-2293	090-5006-8521 (予定)
医師会	社団法人愛知県医師会	052-241-4136	090-5006-8638~8645
歯科医師会	社団法人愛知県歯科医師会	052-962-9102	090-5006-8649
薬剤師会	社団法人愛知県薬剤師会	052-231-2261	090-5006-8648
医療情報センター	愛知県救急医療情報センター	052-263-1145, 1146	090-5006-8651
日本赤十字社	日本赤十字社愛知県支部	052-971-1591	090-6763-2857~2862
博覧会協会	財団法人 2005年日本国際博覧会協会	0561-61-2005	090-5006-8522 (予定)
その他	NPO法人外国人医療センター	052-588-7040	090-5006-8650

注) 機関種別で「災害拠点病院 D」と記載されている病院は、DMAT派遣病院である。

愛知県大規模災害時医療救護マニュアル作成委員会名簿（五十音順）

氏 名	所 属 ・ 職 名
荒木 恒敏	藤田保健衛生大学病院救急部 教授
有嶋 拓郎	名古屋大学医学部付属病院救急部 助手
石川 清	名古屋第二赤十字病院救命救急センター長
井上 保介	愛知医科大学付属病院高度救命救急センター 講師
小倉 真治	岐阜大学医学部救急災害医学 教授
甲斐 達郎	大阪府立千里救命救急センター副所長
北川 喜己	名古屋掖済会病院救命救急センター長
近藤 正春	日本国際博覧会協会 課長（医療・衛生担当）
志賀 捷浩	愛知県医師会 副会長
竹内 昭憲	名古屋市立大学病院救急部 助教授
◎野口 宏	愛知医科大学附属病院高度救命救急センター 教授
花木 芳洋	名古屋第一赤十字病院救命救急センター長
山田 憲彦	防衛庁航空幕僚監部首席衛生官付衛生官（一等空佐）
渡邊 洋	名古屋市消防局救急対策室 救急指導係長（消防司令）

注) ◎印：委員長

2005年日本国際博覧会における

医療救護施設 スタッフマニュアル



(財)2005年日本国際博覧会協会